

第5 事故時の措置等

1 水濁法に基づく事故時の措置（水濁法第14条の2）

ア 特定事業場（水濁法第14条の2第1項）

特定事業場の設置者は、当該事業場において、特定施設の破損、その他の事故が発生し、有害物質若しくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害^①が発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置^②を講じるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届けなければなりません。

イ 指定事業場（水濁法第14条の2第2項）

指定事業場の設置者は、当該事業場において指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害が発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届けなければなりません。

ウ 貯油事業場等（油流出事故の措置）（水濁法第14条の2第3項）

貯油事業場等の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を届けなければなりません。

2 兵庫県条例に基づく事故時の措置（兵庫県条例第52条、兵庫県条例規則第14条）

工場等（特定事業場に限らず、工場、事業所等事業を行う場所をいう。）を設置している者は、施設の故障、破損等が発生し、著しい汚水を排出したりしたときは、当該事故について応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めなければなりません。

また、事故により規制基準に適合しない汚水を排出し、復旧に48時間以上かかる場合は、事故の状況、原因、応急措置の内容、復旧工事の計画を届け出なければなりません。

3 無過失責任（水濁法第19条）

工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、事業者は、これによって生じた損害を賠償する責任があると定めています。

4 事業者の責務（水濁法第14条の4）

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講じなければならないと定めています。